

「川島町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要について」

1 マイナンバー制度について

(1) マイナンバー制度の導入趣旨

導入

・ 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

導入趣旨

・ 番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

効果

・ より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。

・ 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。

・ 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。

・ 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。

・ ITを活用することにより申請等手続における添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する、など。

(2) マイナンバー制度における安心・安全の確保

国民 の 懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念。
- ・ 個人番号の不正利用（例：他人の個人番号を用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念。

番号 制度 にお ける 保護 措置

- ・ 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ・ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ・ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ・ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ・ マイポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システ ム面 にお ける 保護措 置

- ・ 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ・ 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ・ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ・ 通信の暗号化を実施

※番号制度が導入されても、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』をするものではなく、あくまで、従来どおり、個人情報は、引き続き各行政機関等が保有し、他

の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第2で定められるもの限り、情報提供ネットワークシステム（※）を使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとります。

※「情報提供ネットワークシステム」…国・県・市町村等が使用する電子計算機（パソコン）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる、特定個人情報の提供を管理するために、総務大臣が設置し、及び管理するものをいう

2 川島町個人情報保護条例の一部改正の概要

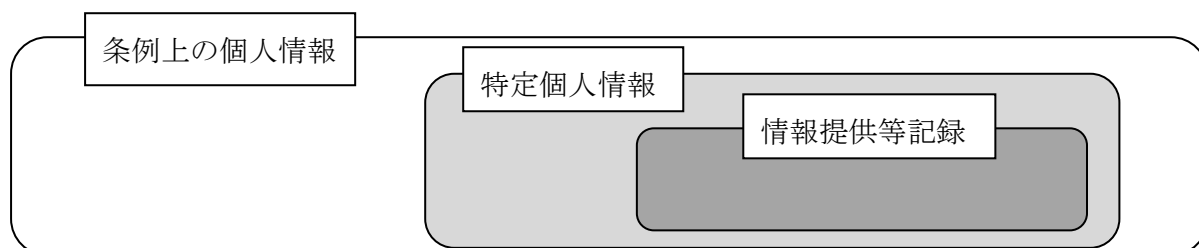
(1) 特定個人情報等の定義の追加について

法律に規定がある、特定個人情報及び情報提供等記録について、条例に新たに規定するものです。（第2条関係）

- ※1 「特定個人情報」……個人番号又は個人番号に対応する符号をその内容に含む個人情報
- ※2 「情報提供等記録」…特定個人情報の提供の求め又は提供があったときに記録された、当該特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、照会・提供された特定個人情報の項目等の記録

個人番号は、個人情報に該当するため、個人番号をその内容に含む特定個人情報及び情報提供等記録は、条例上の個人情報に該当します。

また、情報提供等記録は、個人番号と対応する符号をその内容に含む個人情報であるため、特定個人情報に該当します。



【条例改正の考え方】

	特定個人情報及び情報提供等記録 <u>以外</u> の個人情報	特定個人情報及び情報提供等記録
町が保有する個人情報	川島町個人情報保護条例の規定が、これまでどおり適用されます。	川島町個人情報保護条例の規定に加え、番号法の規定が適用されますが、現在の条例の規定のままだと、番号法の規定による取扱いと異なる部分が出てきてしまうため、番号法の趣旨を踏まえて条例改正を行います。

(2) 特定個人情報及び情報提供等記録の利用及び提供の制限について

- ・ 特定個人情報の目的外利用（※）について、個人情報とは別の規定を設けるための改正を行います。（第9条、第9条の2関係）

※「目的外利用」…個人情報を収集する際に町長に届け出た収集目的以外の目的で、個人情報を利用すること。

【趣旨】

現行の条例では、本人の同意がある場合、法令に定めがある場合など、個人情報の目的外利用ができる場合をいくつか規定しています。

これに対し、番号法では、特定個人情報の目的外利用については「個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り認める」と、情報提供等記録の目的外利用については「目的外利用を禁止する」と規定し、通常の個人情報よりも厳格な制限をしています。

このため、条例についても、番号法と同様の規定を設けることとします。

- ・ 特定個人情報及び情報提供等記録の外部提供について、番号法第19条に定める場合を除き、禁止します。（第9条の3関係）

【趣旨】

現行の条例では、目的外利用と同様の理由により、外部提供ができる場合をいくつか規定しています。

これに対し、番号法では、特定個人情報及び情報提供等記録の外部提供について、番号法第19条に定める場合（住民基本台帳法に基づく場合、地方税法に基づく場合、生命・身体・財産の保護のために必要がある場合など）を除き、禁止しています。

条例についても、番号法と同様の規定を設けることとします。

(3) 個人情報の電子計算機の回線による結合について

法令等に定めがある場合に、電子計算機（※1）の回線による結合（※2）を認めます。（第11条関係）

※1 「電子計算機」 ……パソコンなどのコンピュータのこと。

※2 「回線による結合」 ……通信回線を利用して、町の機関の電子計算機と町の機関以外の電子計算機同士との間で通信ができるようにすること

【趣旨】

現行の条例では、法令等に定めがある場合に、町の機関以外の電子計算機と通信回線による結合をし、個人情報を処理することを認めています。

番号法では、通信回線を利用した情報提供ネットワークシステムを設置し、特定個人情報の不正提供がされないようにするとともに、特定個人情報の情報連携を図ることとされています。

現状の規定のままでも、回線による結合は行えますが、よりわかりやすい表現とするため文言の整理を行うものです。

(4) 開示請求及び訂正請求が行えるものの追加について

特定個人情報及び情報提供等記録について、任意代理人による開示及び訂正請

求等（※）を認めます。（第14条関係、第22条関係）

【趣旨】

現行の条例では、自己の個人情報について、本人又は法定代理人が開示及び訂正請求等を行うことができるとされています。

これに対し、番号法では、特定個人情報及び情報提供等記録について、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示及び訂正請求等を認めています。

条例についても、番号法と同様の規定を設けることとします。

※「訂正請求等」…自己の個人情報の内容に誤りがある場合に、その内容を修正するよう求めることや、自己の個人情報が、条例で認められている理由がないのに目的外利用や外部提供をされている場合に、その目的外利用や外部提供を中止するよう求めることをいいます。

(5) 訂正請求等が行える規定の追加について

特定個人情報について、訂正請求等が行える規定を追加します。（第22条関係）

【趣旨】

現行の条例では、個人情報について、訂正請求等が行える場合について規定しています。特定個人情報については、番号法の趣旨を踏まえ、訂正請求等が行える場合の規定を加えます。

ただし、情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的外利用・外部提供の制限に違反しているときが想定されないことから、利用停止請求自体を認めていません。

条例についても、番号法と同様の規定を設けることとします。

(6) 訂正請求等に係る訂正実施時の通知について

訂正請求を行った際に、個人情報の提供先に対し、訂正を実施した旨を通知する規定を追加するものです。（第25条の2関係）

【趣旨】

訂正を実施した場合に、特定個人情報にあっては情報の提供先に、情報提供等記録にあっては、総務大臣等にその旨を書面により通知する規定を設けます。

(7) 条例の施行期日について

この条例は、番号法の施行日である、平成27年10月5日から施行する。

ただし、「情報提供等記録」に関する規定については、情報提供ネットワークシステムの稼動により、情報提供等記録が作成され始めることから、システム稼動日（平成29年1月を予定）から施行する。

※実際の条例案には、「番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する」としているが、番号法には「番号法の公布の日から4年を超えない範囲内において政令で定める日」となっている。

(8) 審議会に係る規定の改正及び文言整理について

審議会の意見を聴く等の判断を委ねるような規定の改正及び現行条例に不足する規定を追加するものです。

（第6条、第8条、第9条、第11条、第16条、第33条関係）

【趣旨】

平成26年度第1回の審議会において、個人情報の外部提供を行った際の本人通知の要否について諮問があり、この件について検討する中で、「審議会の意見を聴くことについては、その都度審議会を開くことが困難であること、審議会に判断を委ねるのではなく、実施機関が正当な理由を判断して欲しい。審議会に意見を聴くという規定についても、今後の条例改正時に検討してほしい。」との意見がありました。この意見を踏まえ、現行条例に改正を加えるものです。